

令和2年第4回臨時会

むかわ町議会会議録

令和2年 6月29日 開会

令和2年 6月29日 閉会

むかわ町議会

令和2年第4回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月29日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長行政報告及び提出事件の大要説明	7
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第55号から議案第56号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第57号から議案第60号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	23
閉議及び閉会	36
署名議員	37

むかわ町告示第28号

令和2年第4回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年6月25日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年6月29日(月)午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件
(樹海温泉はくあ及び樹海温泉ほべつ)

議案第53号 工事請負契約の締結に関する件

議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件

議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案

議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案

議案第57号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)

議案第58号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第59号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第4回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年6月29日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長の行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件
(樹海温泉はくあ及び樹海温泉ほべつ)
- 第 6 議案第53号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 7 議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件
- 第 8 議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案
- 第10 議案第57号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第58号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第59号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第60号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

2番	舞良喜久議員	3番	山崎満敬議員
4番	佐藤守議員	5番	大松紀美子議員
6番	三上純一議員	7番	野田省一議員
8番	三倉英規議員	9番	星正臣議員

10番 津川 篤 議員

11番 北村 修 議員

12番 中島 勲 議員

13番 小坂 利政 議員

欠席議員（1名）

1番 東 千吉 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	菊 池 功	町民生活課長	飯 田 洋 明
町民生活課主幹	菊 池 恵 美	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課主幹	今 井 喜 代 子	健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課参事	太 田 剛 雄
産業振興課主幹	高 木 龍 一 郎	産業振興課主幹	藤 田 浩 樹
建設水道課長	山 本 徹	建設水道課主幹	江 後 秀 也
建設水道課主幹	佐 藤 琢	会計室主幹	松 本 和 香
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長 谷 山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸 嶋 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	藤 野 真 稔

地域経済課 主幹	西村和将	国民健康保険 穂別診療所 事務局長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課 主幹	松本洋
生涯学習課 主幹	佐々木義弘	選挙管理委員 会事務局局長	成田忠則
農業委員会 事務局局長	東和博	農業委員会 支局長	藤野真稔
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	長谷山美香
------	-----	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回むかわ町議会臨時会を開会します。

恒例でありますけれども、冒頭に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用といたします。また、人と人との一定の距離を保ち、長時間の密接を避けるため、説明員の出入りは自由とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんのでご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、津川 篤議員、12番、中島 勲議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第105号のとおりであります。御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長の行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

令和2年第4回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

概要説明に入ります前に、諸般の報告といたしまして、新型コロナウイルス感染症における6月11日開催の第2回定例会以降の町の対応状況について御報告を申し上げます。

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、これまでの都道府県をまたぐ移動の自粛について、全国的な感染者数の減少から、6月19日に解除しました。これに伴い、北海道知事は、道内において感染者数が急増しておらず、医療体制も安定している状況を考慮し、札幌市と道内他地域との移動、他府県との往来、接待を伴う飲食業などの感染リスクの高い施設の利用について慎重な対応を求めていましたが、いずれも解除し、感染リスクを下げる生活様式として、新北海道スタイルの徹底を呼びかけたところであります。

現在、道内における感染状況は、日中楽しむカラオケによるクラスターが札幌市と小樽市で発生しているものの、全道的には減少傾向となっております。

なお、胆振振興局管内におきましては、6月15日に2人の感染者が確認され、翌16日に胆振振興局長が管内の住民に向け新型コロナウイルス注意報を7月6日までの3週間の期間として発令したところでございますが、その後、感染者数の確認はされていないところであります。

6月28日現在、国内における感染者数は1万9,179人となり、道内におきましては1,222人の感染が確認されております。

なお、患者数は86人と減少が進んでいる状況であります。

町の対応につきましては、これまで同様、国や北海道の動きと連動した対策を講じるとともに、新北海道スタイルを意識した3密の回避や人と人との距離、消毒やマスクの着用による感染防止の取組を継続してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後におきましても、必要な情報の発信に努めますとともに、国の2次補正予算におきまして、地域の実情に応じ事業継続や雇用の維持、新しい生活様式等への対応を図るとした観点から交付がされております地方創生臨時交付金等を活用しながら、ストップ・ザ・コロナを意識し、収束に向け切れ目のない段階的な町独自施策というのも加味した中での施策等を講じてまいりますので、重ねての御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上、第4回臨時会に当たりましての行政報告といたします。

続きまして、本臨時会で御審議いただきます事件につきましては、議案9件でございます。

議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件につきましては、むかわ町樹海温泉施設の指定管理者の指定期間を変更したいため、地方自治法の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第53号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、鶴川地区生活館新築工事建築主体につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件につきましては、鶴川地区小中学校タブレット端末購入につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案につきましては、平成30年北海道胆振東部地震により被災した定住促進住宅に代わる地域優良住宅の整備に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案につきましては、平成30年北海道胆振東部地震により定住促進住宅が滅失したことから、条例を廃止するものでございます。

議案第57号から議案第60号、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業の必要性からそれぞれ所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長行政報告及び提出事件の主要説明は終わりました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤野地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（藤野真稔君） 議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

むかわ町樹海温泉はくあ及び樹海温泉ほべつにつきましては、平成27年9月1日から令和2年8月31日まで、株式会社シオニーを指定管理者として、施設の運営及び管理を行っております。

そのうち、樹海温泉はくあのほうであります。開設当初から地域住民及び穂別キャンプ場の利用客の入浴施設として利用されてきておりますが、近年人口減が進み、地域の利用客が減少してきているところにもかかわらず、穂別キャンプ場との親和性が依然高く、利用者は増加傾向にあり、観光施設として一体的な管理が望ましいと考えております。また、樹海温泉両施設は、温泉源泉管理はもとより、2つの施設共通の入場券を発行することにより、効率的な管理運営が行われている状況でもあります。

以上のことを踏まえまして、穂別キャンプ場を含めた施設の課題解消や管理運営方法など、再検討を行っていくため、穂別キャンプ場の指定管理期間末尾と整合性を図り、現在の指定管理期間である「平成27年9月1日から令和2年8月31日まで」を「平成27年9月1日から令和4年3月31日まで」に変更することとし、期間を1年7か月間延長することとしたこと、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本議会に提案させていただくものです。

以上で議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件について説明を終わらせていただきますので、御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第53号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第53号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページ、別に配付しております議案説明資料1ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約となることから、議会の議決を求めるものでございます。

工事の種類につきましては、鶴川地区生活館新築工事（建築主体）でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で1億5,900万円、税込みで1億7,490万円をもちまして、むかわ町穂別富内59番地、株式会社山越組、代表取締役、山越早苗に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜きで1億6,140万円、税込みで1億7,754万円で、落札率は98.51%となったものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 1点だけ確認をしておきたいと思うんですが、これ、本体工事ということで今回の工事内容なんですけれども、これ、外構工事というのはまた分離してやるというふうなことなんだろうというふうに思うんですが、これ、なぜ一体化の中でできなかったのかなと、そういうものがあるんですが、そのあたりは、どのような支障があるからこういうものを本体工事一式でやりますよというふうにしたのか、そのあたりのちょっと説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今回、この鵜川地区生活館新築工事におきましては、外構工事は、別工事で土木工事として発注を考えております。外構工事を建築主体の中に入れる、入れないの判断の内容なんです。大きな駐車場を造る形でございます。別に土木工事の性格があるという形で、分離発注を考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページ、別に配付しております議案説明資料3ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上の動産の買入に係る契約となることから、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ動産につきましては、鶴川地区小中学校タブレット端末でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で2,347万円、税込みで2,581万7,000円をもちまして、むかわ町末広2丁目149番地、ジョイフルショップ有限会社オオエ、代表取締役、大江啓一に落札となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜きで2,354万5,000円、税込みで2,589万9,500円で、落札率は99.68%となったものでございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） タブレットの購入について、附帯条件というか、この納品するに当たってどこまで、単なる購入だけで、物販のみで終わらせているのか。それと、その保証については、保守というか、保守まで含んでどこまで見ているのか、ちょっと詳細を教えてください。附帯条件としてどんなことをしているのかお伺いしたい。

それと、今回、鶴川地区ということなただけけれども、穂別地区については今後どういう予定でいるのか。

その2点について。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 今回の契約の仕様といいたいでしょうか、中身のことでありということに捉えておりますけれども、今回の内容でありますけれども、まず、タブレット端末本体の購入ということ、また納入ですね。それと、導入の後の研修をしていただくと、操作方法だとかの説明をしていただくということ、研修を含んでおります。それと、モバイル端末の管理のサービスの提供、それとセキュリティーサービスの提供、学習支援サービスの提供、それと全体管理というところを含めているところでございます。

それと、もう一点、穂別地区でありますけれども、実は、同日に穂別地区の端末も入札をしているところでございます。結果、ちょっと落札しない、不調という形になりました。改めて仕様等を検討して、今回、これ12月25日を納期という形にしておりますけれども、それと同日ぐらいの納期の中で納入するような方向で、今検討しているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと前にも確認をさせていただいたんですけれども、いや、そこまで入っている、別契約かなと思っていたんですけれども、研修管理というところまでこの落札者ができるとは思えないんですけども、どこかを条件として明確にした中で契約に及んでいるのか、曖昧な状態なのか、非常に大事なところなんですけれども。

また、穂別地区のほうは落札できなかったという、不落になっちゃったと。あと、それは今後、きっちり同じような時期まで、同時に買うほうがいいと思うんですけれども。

あと、学校自体以外の導入というのは、庁舎内も導入すると思うんですけれども、そちらのほうの導入の時期についても、分かればお伝えいただきたい。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 研修も含んでいるということ、また保守等も含んでいるということでもありますけれども、各地区で行うということで、今回、鶴川地区は鶴川地区の小中学校の先生を集めてやるというような形になろうかと思うんですが、これはメーカーのほうで担当者が来て、オオエさんを通してメーカーのほうから担当者が来て研修会を行うということになっております。

以上です。

〔「穂別の関係は同じ時期に入るか」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 穂別地区の小中学校のタブレット端末、併せまして町内リモート推進事業で整備しますタブレット等の納品時期につきましても、先ほど佐々木主幹の

ほうから答弁ありましたとおり、12月末の納期を予定して、今後、7月中の入札会で指名競争入札を行う予定でございます。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

○7番（野田省一君） 研修会とかその後の保守管理について、前回は述べさせていただきましたけれども、できるだけ経験している業者がいいよということは、もうこれは明らかだったんですけれども、研修の内容やなんか細かく精査して契約しているんだよね、年何回しますとか、いつまで、納入後何か月以内にしますとか、1年やりますとか。その辺、出してくれとは言いませんけれども、詳細に契約書の中でうたっているかどうか、ちょっとそこが心配なんですよね。メーカーが来て、ただやりましたという、やっつけでやられてしまうのであれば、本当に使い勝手が悪くなってしまいうので、その辺、契約書の中に詳細、今後の指導あるいは保守に関して契約条項の中にうたっているか、ちょっとその点だけ、最後。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 今回の研修につきましては、導入に関する操作方法の説明ということで、各地区1回というか、鶴川地区は1回です。

それと、議員おっしゃられました、前回の議会のときのお話ありましたけれども、それはGIGAスクールサポーターのほうで、これとはまた別にそういった有効な活用方法ということと一緒に検証していただくということですので、今回は、あくまでも導入に関する機種の操作方法ということでありまして、その研修ということで1回、各地区1回です、を予定しております。

それと、保守だとか管理の関係にありますけれども、そちらのほうは、入札をする前の仕様書の中に詳細を記載しておりまして、例えばセキュリティーサービスだと5年間のセキュリティーの期間というものを設けてあっております。それと、ちょっと全てを言うとすごく長くなってしまいますが、この管理の条項については、全て仕様書の中で細かくうたっているものでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 関連で質問しますけれども、このタブレットの導入については今の時勢からして当然だと思います。ただ、心配するのは、今の子どもたち、結構こういう端末機持っている人もいますし、また家庭でもいろいろ親が教えているところもありますけれども、たまたまそういう機会に恵まれない子どもたちに対するフォローはどういうふうにして

いくのか。

もう一つは、学校の関係についてですけれども、学校とどういう連携を取りながらこれを導入して進めていかれるのか。

最後に、この導入によってどういう結果を期待しているのか。いつ頃までに大体形をつくらうとしているのか。

3つについて伺います。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） このGIGAスクール構想というものでございますけれども、1人1台端末というところが大前提というところでございます。利点というものの幾つかありますけれども、1人1台端末、いつでもどこでもできると、その人の個々にあった学習ができるというようなことなどがあるんですが、なぜ1人1台端末かというところなんですけれども、数人に1台とかという方法も考えられるんですが、そうすると、やはりできる子だけが進んでしまうと、やっぱり自分ができる子だけが学校現場でタブレット端末を操作してしまうというところを防ぐために、1人1台という大前提でやっております。

ですので、家庭でこういったタブレット端末を持っていない方についても、学校に来ていただければ、全ての子どもたちが端末を使った学習ができるというところが大きなメリットの一つであります。そういったところで、1人1台端末、全ての子供たちに訓練をしていただける、学習をしていただけるというところが一つでございます。

それと、もう一点、学校との連携というところでありますけれども、前回の定例会でも申し上げましたとおり、令和5年度までに整備をするというところ、前倒しで、今回、オンライン授業の関係もありまして、大急ぎで整備をして入札もしたというところでありますけれども、この間、学校とは逐一連携を取りながら納入に関してもやってきております。また、現場の先生、各学校にICTの担当の先生がいらっしゃいます。そういった先生方とも連携を取りながら、また、研修等を行いましてスキルアップを図っていただいた上で今後行っていくということになります。

今年の年末に入れるということでございますので、来年の4月から、こういったものを本格的に活用して学習をしていくということを視野に入れておりますけれども、まだまだ教育委員会も現場の先生たちも勉強不足という部分がございますので、納入までに一定の期間ありますので、その間も含めまして、学校とさらに連携を深めながら、よりよい使い方というものを検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 分かりました。

それで、テレビでもよく放映されているんですけども、先生方がなかなか慣れていないということで苦労している場面も出てくるんですけども、むかわ町の場合、これに対する対応、4月からということですけども、学校の中でそれを先生方に勉強してもらうのか、あるいは外部へ研修に行っていていただいて知識を広げてもらうのか。

それと、メーカーというんですか、販売店というんですか、そこの先生との連絡はどのようになっていくのか教えてください。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 研修に関しましては、胆振教育局で主催をしているのと道教委で主催していますICTの研修会というものもあります。そういったところに担当の先生が出向いていただくということと、あとは、それ以外の先生は、やっぱり校内でスキルアップを図っていただくということになります。

それと、納入業者と5年間の保守契約ですとか全体管理のところがありますので、何か不明な点があれば逐一聞くことはできますし、また、ちょっと先ほど申し上げましたGIGAスクールサポーター、これは納入メーカーとはまた別の、委託するような形になるかと思えますけれども、そことよりよい活用方法ですね、その辺を検討していくということになります。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 穂別地区の小中学校の購入が不落札になったということなんですけれども、これ、なぜ一緒に同じ小中学校、町内の小中学校ということで一緒にやらないのかなということがちょっと分からないんですけども、その理由について伺います。

それから、納入期限が12月25日なんですけれども、前回の議会の中でも、結局全国あちこちでこれ導入をやりますよね、この北海道内でもそうですけれども。そのときも、果たしていつタブレット端末が購入できるかどうか分からないというようなお話ありましたよね。来年度、4月から始めることになるのではないかとということですけども、果たして12月25日までに確実にタブレット端末が購入できるのかどうかということなんです。その辺、確実に25日、納入期限までに購入できるという見通しがあってこういう期限を設定されているのかについて。

2つ伺います。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうからお答えします。

穂別地区の小中学校のタブレット端末の購入につきましては、鷓川地区の小中学校タブレット端末の入札会と同日で、一応告示をして行ったところでございます。残念ながら、結果は不調となりましたが、先ほど御説明したとおり、12月末の納期を目指して、7月中の入札会で再度指名競争入札会を行いたいというふうに考えているところでございます。

また、納期が12月まで設定されている中で確実に納品できるかということなのですが、指名競争入札におきましては、物の仕様も併せまして納入期限を示して応札いただいているところでございます。現在のところ、私たちが言えることは、この納入期限で納められる事業者が応札した結果、契約を交わしたいということとしておりますので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 初めの質問にお答えいただいているというふうに思ったんですけども。なぜ分けてやったんですかということを知りたいんです、穂別地区と鷓川地区。一緒にやれば落札したのじゃないかなというふうに思うものですから、なぜ分けてやるんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 鷓川地区と穂別地区分ける、どうして分けたのだという質問で、申し訳ございません。

今回も含めてですが、機器の購入、鷓川地区、穂別地区、それぞれ庁舎とかも学校もそうですが、機器をリースしていることもございます。一応、機器の購入、リースの指名事業者並びに入札の案件の分離につきましては、それぞれ何かトラブルがあったときに緊急に対応可能というような条件も付しておまして、それぞれで、鷓川地区、穂別地区の案件をそれぞれ分離して、入札なり見積り合わせをしているところでございます。

今回につきましても、各小中学校に導入するタブレット端末ということで、それぞれの地区で何かトラブルがあったときに、緊急的に保守が可能か、駆けつけることができるか、対応が可能か等も含めまして、応札をいただいているところでございます。

先ほど、議員のほうから、一体であればということのお話がありましたが、一体でやったときの、例えばその落札事業者がそれぞれの地区に対応が可能かどうかということも念頭に置きながら、物件の購入、またリース、借り上げにつきまして、案件を分けている実態でござ

ざいます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） あまり、お聞きしても、なるほどというふうな感じは受けません。

結局、距離的な、一つの町ですから、ましてや一斉に、一応12月25までにどっちの地域も購入するという、そういう予定でいらっしゃるのでしょうかけれども、たかが、遠いですがけれども、三、四十分で行き来できるところで、これだけの数のタブレット、何かがあったときに対応できる業者とおっしゃいましたけれども、それは対応していただかなきゃならないことであって、できるかできないかじゃなくて、対応していただくという、そういう前提の下で事業を行ってもらわなきゃいけないわけで、そういう何か、私は、いや、そうだったのかというふうな御答弁ではなかったと、分ける意味があるのかなというふうに思いましたけれども。これからもこういう様々な問題が起きたときに、こういう事業を行うときに、いつまでもそういう、それぞれ別々な地域みたいな形でやっていくことがいいことなのかどうかというのは、私は、何となくそうではないのではないかという思いもあるので、その辺の見解がもっと詳しくあれば伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今回の案件でありますけれども、過去においても、基本的には、穂別地区、鶴川地区、かなり距離感もあります。そういったことで、物品購入については、事業者も穂別地区にもおりますし鶴川地区にもおります。そういったことも踏まえて、全てと言いませんけれども、ほとんどの物件については地区ごと、または施設ごとというようなことで、受注機会の確保ということも含めながら扱ってきているところでございます。

今後においても、案件に、物によりますけれども、基本的には地区分け、または施設分けという形で、受注機会の確保、また地元業者の優先指名というようなことで進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私も3つほどちょっとお伺いしておきたいと思うんですけれども、これはそれぞれ家庭でも使えるということが前提になっているんだろうという……

〔「 」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） 限定でオンラインになるんだろうと思っているんですけれども、そういう場合でのちょっと内容についてですが、例えばそれにかかる費用というのは誰が負担

するのか。例えば、準要保護なんかの世帯でそういうものが本当に払えるのかという問題があります。そういう費用の問題や、あるいは設定ですよ、これらについて、それもそれなりの費用はかかってくるぞということになります。そういうものがどうなるのかという問題があります。

それから、もう一つは、先ほど、契約に当たっているんな管理、それから使い方の支援等々もやるというふうに言っておたけれども、それはG I G A、これからのやつとも併せてというような話をしましたが、恐らく考えているのは、今、このあと追加措置で出てきている、いわゆる文科省がやっている、それらに対する指導の教員の配置、加配なんかの問題を含めて言っているんだと思うんですが、その場合でも、今の段階ですと3分の1程度の助成、補助しかないんですよ。そうすると、自治体の在り方いかんによっては、これはかなり差が出ちゃったりするんですけれども、その辺のところはどんなふうな見通しを持ってやっているのかを含めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 少し休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（小坂利政君） 休憩を再開いたします。

佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） オンライン授業を仮に今後行うとなった場合の、家庭での使用についての費用の関係ということでもありますけれども、前回の定例会の中でも答弁をしているところでありますが、今現在、家庭にインターネット環境が整っているというところにつきましては、約8割を超えるところの家庭でインターネット環境が整っているというようなアンケート結果がございます。現在、そういった家庭につきましては、そちらでWi-Fiとかそういったものを使っただくというところでもあります。

ただ、そういったもの、インターネット環境が整っていないというような家庭につきましては、少数だったということもありますので、分散登校のようなイメージで、もしそういうことが可能であれば、来ていただいて、分散登校のような形で授業を受けていただくということを検討しているところでもあります。

また、ただ、どうしても学校に来られないというような児童・生徒さん、御家庭もあろうかと思えます。感染が怖いというようなことで、どうしても来られないというような生徒につきましては、今のところ、モバイルルーターを、今回の補助対象ともなっておりますので、そちらのほうの購入を今段階で検討をしております。

ただ、インターネットの接続の費用というものが家庭にかかってきますが、今、ちょっとその辺研究中なんです、SIMカードというものを利用して、ある一定期間のインターネットの活用というものが可能だということが判明いたしましたので、その点も含めまして、インターネット環境が整っていない家庭について、どういう形でオンライン授業を受けていただくか、学校に来ていただくということを基本としておりますけれども、何らかの事情で来られないという家庭につきましては、そのような形も今、検討をしているところであります。

また、設定の関係の御質問だと思うんですが、今回の購入につきましては、いわゆる初期設定、キッティング費用というものはこの仕様書内に組み込まれておりまして、初期の設定は全て行って、業者のほうで、購入する前に行っていただくというような形になっておりますので、子どもたちが使うというようなときには、全て設定が終わっているというような状況であります。

あと、最後の質問でありますけれども、補助の関係だったと思うんですが、こちらにつきましては、3分の2の補助ということでやっております。国の補助3分の2ということと、あと、その補助の一般財源部分といましようか、補助裏の部分につきましては、第2次の補正予算で組み込まれた経済対策の交付金も使用できるということで、その辺につきましては、今、財源につきましては検討をしているというところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号 動産の買入契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号から議案第56号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案及び日程第9、議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案の2件を一括議題とします。

議案第55号及び議案第56号の2件について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 議案第55号、議案第56号、関連していますので、一括して提案説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

平成30年北海道胆振東部地震により滅失しました文京ハイツを、現在、国の補助で建設しているところでございますが、今後、地域優良賃貸住宅として管理するため、また同住宅の入居に当たり、被災前、文京ハイツに入居していた者を入居資格要件を具備している者とするため、入居資格の特例条項を追加するものでございます。これにより、むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例を改正するものでございます。

改正する内容につきましては、別冊議案説明資料で御説明いたします。

別冊議案説明資料5ページをお開き願います。

条例第3条第2項におきましては、団地名、位置、種別を示す条項でございますが、ここで、むかわ町町営住宅管理条例と併せまして、施行規則に移行し表記するものでございます。

条例第5条第1項は、入居者の資格要件の規定でございますが、第2号を同居親族要件のみ改め、第5条の2として入居資格の特例要件を規定するものでございます。

条例第5条第2項、第1項では、これまで条例第5条第1項第2号で規定していた子育て

支援住宅の入居者資格を当該条項において規定し、条例第5条の2第2項では、平成30年北海道胆振東部地震発生時におきまして文京ハイツに入居していた者を、入居資格要件を満たす者とする特例条項を規定するものでございます。

議案書7ページにお戻りください。

なお、附則として、本条例の施行は令和2年7月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

平成30年北海道胆振東部地震により滅失しました文京ハイツは、これまでむかわ町定住促進住宅として管理してきましたが、国の補助を受け建設し、今後、地域優良賃貸住宅と管理するため、むかわ町定住促進住宅条例を廃止するものでございます。

なお、附則としまして、本条例の施行は令和2年7月1日からとするものでございます。

以上、議案第55号、第56号の条例案につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず、議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案について質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第56号の質疑を終わります。

これから議案第55号及び議案第56号の2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第55号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第55号の討論を終わります。

次に、議案第56号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第55号及び議案第56号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号 むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号を採決します。

お諮りします。

議案第56号 むかわ町定住促進住宅条例を廃止する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号から議案第60号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第57号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）から日程第13、議案第60号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

議案第57号から議案第60号までの4件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第57号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第4

号) から議案第60号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)まで一括して御説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

議案第57号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)でございます。平成30年北海道胆振東部地震により住居が被災し、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている方が、入居期限が迫る中、住まいの移転を円滑に行えるよう、移転に要する費用の一部を助成するための必要経費、令和2年6月4日付で北海道より計画の承認、補助金の割当て内示を受け事業を執行する強い農業づくり事業の必要経費、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける接客型店舗において講じる対策費用に対し支援するための経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,726万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億3,849万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊で配付しております令和2年度むかわ町一般会計補正予算(第4号)に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出により、3ページ歳入に記載する財源も併せて御説明申し上げます。

3款民生費、3項災害救助費、1目災害救助費、975番、被災者支援事業、移転助成金382万5,000円の追加につきましては、応急仮設住宅、みなし仮設住宅に入居している方が新たな住居に移転する際に要する費用の一部を助成する経費として、1世帯当たり8万5,000円、45世帯分を追加するものでございます。

なお、財源は、全額前年度繰越金としております。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、1210番、地域農業推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金243万6,000円の追加につきましては、担い手不足や高齢化が進む中、効率的かつ安定的な農業経営を図るために機械の導入をする2軒の生産者に対し、北海道強い農業づくり事業補助金を活用し、支援する経費を追加するものでございます。財源は、全額道補助金としております。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、1480番、商工業振興対策事業、新型コロナ対策補助金2,100万円の追加につきましては、別冊配付しております議案説明資料7ページにより御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、国が示した新しい生活様式の道内での実践に向け、ライフスタイルやビジネススタイルを変革し、全ての方々の知恵を集め、取組を可視

化し、道民と事業者が連携しながら全体で感染リスクを低減、そして、事業継続やビジネスチャンスの拡大につなげていく北海道スタイルを推奨し、このむかわ町においても、町民と事業者の自助、共助が互いに連携し、町内の経済循環を促進するため、利用者が安心してサービスが受けられるよう安全な環境づくりに取り組む接客型店舗を有する飲食店、小売業、サービス業の事業者における来店おもてなしスタイルを普及するため、応援支援金を追加し、むかわ町全体で感染リスクの低減を図るものでございます。

支援の内容につきましては、説明資料の中段に概要の（６）に記載のとおり、Aとして、「啓発、健康管理」、Bとして、感染予防対策の「物品・備品の購入」、Cとして、環境改善のための店舗の「増改修・設備工事」に取り組む経費に区分して、AとBを取り組まれる事業者に対しては10万円、さらに、Cを取り組まれる事業者に対しましては、増改修、設備工事にかかる経費の2分の1、上限30万円を追加し支援する内容となっております。

取り組む支援内容の例につきましては、資料の8ページにおもてなしパッケージの例を記載しておりますが、記載されている取組が、むかわ町において北海道スタイルを実践する事業者の創意工夫での取組を含め、幅広く支援していく内容となっております。

なお、財源につきましては、国の補正予算第2号で拡充され、6月24日付でむかわ町に対する交付限度額が2億7,707万1,000円と示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分の一部を活用するものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号から議案第60号までの3特別会計の補正予算につきましては、いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少された方から減免の申請を受けた際、その対象が令和2年2月1日以降に納期が到来する保険税、保険料となることから、過年度分に係る遡及還付が必要となる場合の経費を追加するものでございます。

議案書13ページをお開き願います。

令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）につきましては、過年度分に係る申請があった場合に、前年度の繰越金を財源としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ12億6,809万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案書15ページ、令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、こちらも、過年度に係る申請があった場合に備え、北海道後期高齢者医療広域連合からの還付金を財源とし、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ40万円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,295万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案書17ページ、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、こちらにも、過年度に係る申請があった場合に備え、前年度繰越金を財源とし、既定の歳入歳出の予算を総額にそれぞれ85万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億2,495万2,000円とするものでございます。

なお、別冊配付しております各特別会計の補正予算説明書に、それぞれの歳入歳出款項目を表示してございます。

なお、3特別会計における令和2年度課税分に係る保険料の減免につきましては、当該年度の収入に係る歳入還付となることから、こちらは財源も含めて年度末に整理する予定でございます。

以上で議案第57号から議案第60号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第57号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） まず、4ページの975、被災者支援事業について伺います。

先日、報道でもありましたけれども、仮設に入居世帯が60世帯で、公的な住宅、新築住宅購入、自宅修繕、その他となっているんですけれども、このその他の4というのは、どういう考え方でいらっしゃるのか、1つ目。

それから、今月中に仮設住宅の方々への説明を終える予定というふうにおっしゃっていましたがけれども、実態としてどんなふうになっているのかについて、2つ目伺います。

それから、この引っ越し支援、移転助成金が45世帯ということなんですが、これは、仮設から出られる方は全世帯が対象になるというふうに私は思っていたんですが、それらの内訳について伺います。

それから、同じく1480の商工業振興対策事業、臨時交付金の追加分だということなんです

けれども、この追加分でやる分は分かるんですけども、ちょっとこの臨時交付金について、これまでの分も含めてちょっと伺いたいんですが、非常に私、頭が回らないというか、分からない部分が多くて、ちょっと事業も、この間報道でも、医療機関だとか介護事業者の方々に支援金を出すというふうなことで報道されました。そのときに、ええ、これ、既に予算化されている町の予備費を充てるというふうに書かれていて、私、調べました。あるんですね。4月30日の臨時会のときに、予備費ということが3,000万があって、私もちょっとうかつだったなと思うんですが、お聞きしましたら、この予備費の事業というのは定まっていないんだと。だから、いろんな裁量で使えるものになるというふうなこともお聞きしたんですけども、これらの3,000万の、残りますよね、当然。予備費340万円というふうなことで予算組んでいるということでしたけれども、あとそれ以外は、3,000万から引いても残るわけですけども、これらのところというのは、結局、白紙委任したような形に議会がなっていますよね、3,000万の予備費、コロナ対策で使うということで。ただ、これが報道として、私が後で知るといえるのは、どうも何か気持ちが悪い。

それで、この辺、確かに議論するときに、こんなことも子育て支援でこうやったら、いろんなことを、こういう事業やったらいかがですかと提案していますよね、議員が。それらも含めて、この予備費の中で今後対応されるということなのか、その辺もうちょっと明らかにしていただけないのかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから、最初の質問の移転助成金の関係の3点の御質問にお答えしたいと思います。

前回の議会の中でもお話ししたんですが、6月上旬から個別の聞き取り調査を開始しまして、ほぼ、一部まだお会いしていない方がいるんですけども、ほぼほぼ聞き取りを完了したところでありまして。その中で、まだ決めかねているという方もいるんですけども、一応今の段階で、ある程度取りまとめた数字の部分で説明させていただきたいと思っております。

先ほどの、移行先の部分で、仮設住宅に入っている60世帯のうち、公的住宅に希望している方が48世帯、そして、新築、中古取得、自立再建の方が8世帯、そして、その他の4世帯が何かという御質問ですが、4世帯につきましては、民間賃貸住宅希望者の部分になっております。

それと、もう一点の質問の今後の予定ということですが、ほぼ聞き取りが終わった中で、これから、まだ定まっていない方については、個別にさらに丁寧に連絡を取って、いろいろ

方向性も示しながら説明していきたいと考えております。7月中に、今の予定の中では、全体の説明会を開いて、そして、すぐに入居希望の申込みを開始したいと考えております。

3つ目の質問の45世帯、要は今回の引っ越しの部分ですけれども、その内訳としましては、今、町内の仮設から町内に移行する方が40世帯、そして、町内の仮設住宅から町外に出る方が4世帯、そして、今、町外にいる、民賃住宅に住んでいる方で町内に移行する方が1世帯となっております。これも、あくまでも、まだ確定した部分ではない部分で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、臨時交付金に係る事業のうち、予備費に関する件につきましてお答えしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の予算につきましては、3月27日開会の臨時会、4月30日開会の臨時会、6月10日開会の定例会と本日の臨時会で、それぞれ対応事業の予算を上げさせていただいているところでございます。

予備費の予算化につきましては、先ほど議員からもありましたように、4月30日の第3回臨時会におきまして、予備費のほうを予算化しているところでございます。予備費の活用につきましては、いち早く感染症対策に講ずるべき事業が出た場合に活用させていただくということで議決をいただいているところでございまして、6月1日の全員協議会の中で、地元産業経営持続化支援事業に、当初4月30日に3,000万円の予算を可決していただいたものを活用するもののほか、不足する額につきまして、予備費を活用させていただきたいということでお話をさせていただいたところでございます。

その段階で、予算を確保しなければ、それぞれ商工業の経営支援、花卉生産農家の支援、水産業の支援というのは事業化にならないものですから、この3,000万のうち予備費を900万円活用させていただいて、事業をスタートしたところでございます。残り2,100万円の予備費を今回活用しまして、介護職場、医療機関の支援をさせていただいております。その額が340万円を活用させていただいておりますので、現在の段階で、予備費3,000万円予算可決させていただいた予算につきましては、1,240万円の執行予定であるということでございます。

先ほど、予備費の活用につきまして、町としましても、活用するものというんですか、事業のスタートをいち早くというものもございしますが、なるべく町議会に活用内容を示すことが大切だというふうには考えているところでございます。タイミングによりますけれども、

定例会、また、臨時会の開会等が事業の執行時期と重なる場合につきましては、明確な事業化をして予算執行していきたいというのがありますし、残りの1,700万余りの予備費の活用につきましては、現在のところ、明確になっているものがございませんので、例えば、事業化するタイミングと議会の開会のタイミングがうまく合えば、それは予備費から事業予算のほうに振り替えて執行のほうを示していきたいなというふうに考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 予備費の関係については議題外になりますので、今、答弁の中で御理解をいただいて、その都度、その時点で議論していただくということととどめていただきたいと思います……。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 議長のおっしゃることも分かるんですけども、今、コロナ対策ということで、やっぱり十分な、私たちが町民に説明しなければいけませんので、その辺はしっかりと、国から来たお金がどういう流れになって住民の手元に届くのかということは、そう頻繁に議会があるわけではありませんので、やっぱり関わるところで関わっていききたいという立場でお聞きしていますので、御理解願いたいと思います。

それから、事業番号の975なんですけど、ほぼ完了しているということで分かりました。

それから、ちょっと1つ漏れていたんですけど、この引っ越し費用というのは、仮設住宅と言われるところから出られる方については全て対象になるというふうに捉えていいのか。みなし仮設に入っている方で、穂別地区などはそのまま住まわれるという方もいらっしゃると思うので、この60の中の、ああ、違うね、仮設住宅そのものが60世帯ということなのかな、その辺ちょっと解明してください、対象になるのかどうか。

それから、玄関に伺ってお聞きしたんですけど、家電など今まで使っている物をそのまま新しい住宅に行って使っているものか、持っていけるのか、いけないのかというところもお聞きしたと思うんですけども、その辺はどのようなになっているのかということです。

それから、今、菊池さんが御答弁くださったんですけど、結局1,240万円残っていると。まだ決まっていないと。間違いかな、予備費の1,240万円が残っていて、活用がまだ決まっていないから示していきたいということなんですけど、これを例えば執行するときには、今後は予算振替でやっていくというようなことおっしゃったと思うんですけど、そういうことなのかなと。何となく、よく分からないんですけども、ちょっとその辺の何かお金の流れの整理というのが、ちょっともう本当に複雑になっているような気がするんですけども、その辺

もうちょっと分かりやすくないものかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 事業番号975の被災者支援事業、引っ越しの支援につきましてお答えしたいと思います。

現仮設住宅、建設型仮設、みなし仮設、また公営住宅の目的外、それも仮設住宅という形で考えまして、その中から新設公営住宅とか、例えば物件を取得して動きますよと、引っ越ししますよ、引っ越ししますアクションがあるという形で45世帯を考えております。また、残りは、そのまま継続して住まわれることもできる住宅ありますんで、その方は引っ越しが発生しないのでカウントはしていないという形で考えておりますので、御理解をお願いします。

〔「家電、家電」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、仮設住宅における家電の使用についてお答えをしたいと思います。

原則的には、仮設住宅で備付け、当初から備え付けられている物については、北海道にお返しをします。それ以外の物で、家電で、前回の定例会でも御質問ありましたけれども、北海道として物品供与、貸与になっていますけれども、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、この3つの家電については、現在北海道とも今調整中でございます。最終的にどうなるかというのは、今後の検討課題ということになっております。

また、NPO法人等々から頂いている家電については、基本的にはそのままお持ちいただいているということですので、その辺、これからもちょっと北海道と調整させていただきながら情報提供していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 予備費の関係でありますけれども、予備費は、御案内のように、不測の事態に備えて、そのときスムーズにですか、的確に対応できるようにということの予備費ということでございますので、予備費は凍結されるような関わり方はちょっとできないんじゃないのかなというふうに思っております。

今回の、通常の予備費ではなくて、今回の3,000万については、用途をコロナ対策ということに限っての予備費ということで、自由自在に使えるというか、通常の予備費とはちょっと性格を異なった予備費というふうに我々も理解しております。

そんな中で、この予備費をコロナ対策で緊急的に使っていくものというふうに理解しておりますので、できる限りで、先ほど菊池も申し述べましたが、議会の中に示しながら使っていくというふうには考えてございますが、今回の医療福祉関係につきましては、既に地元産業の持続化支援事業という総体の枠の中で、飲食から始まりましてサービス業等々までやってまいりました。そういった中で、残されていた医療福祉部門について考え方をまとめましたので、それは即座にやっていくべきだろうということで、議会を待たずに、予備費の中で拡充事業としてやらせていただいたということでございます。

基本的には、示した事業の枠の中での拡充というところに充てていきたいというふうに考えておりますので、議会を軽視して進めるという考えでございませんので、御理解を賜ればと思います。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、これまでの予備費の活用について再度御説明します。

1つ目は、地元産業経営持続化支援事業ということで、先ほどお話ししました6月1日に開催しました全員協議会のほうで事業内容をお示ししました商工業経営支援、花卉生産農家の支援、水産業支援ということで、こちら、予算化されている3,000万円にプラス予備費900万円を活用させていただいております。

もう一つは、先ほどお話がありました医療、介護事業者の方たちの支援として、340万円の予備費を活用させていただきまして、現在、事業を執行しているところでございます。

新型コロナ感染症対策の予備費3,000万円のうち、現在まで事業執行で活用したものが1,240万円でございます。感染症対策に係る予備費の残額につきましては1,760万円となっているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今、みなし仮設の家電についてで、ちょっと確認してください。穂別地区の公営住宅のみなしになっておりますので、もう既に、現在出ている方もいるかと思うんですよね。まだ、道とも検討するということですが、もし分かりましたら、置いていったものは、また新しく入ったらその家電どうするんだということで、一々預かるのかとか、もし分かりましたら、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、家電3種類については貸与という状況になってございますので、それについては、今後北海道と調整をさせていただくと。ただ、退去された方で、既に家電の部分について、お持ちになっている部分については、現在もそういう意味では貸与ということでございますから、今後の検討次第ではどうなっていくかということだと思えます。今現在、使われている分には問題ないというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号が1480番、おもてなしスタイルの普及事業の概要ですけれども、これ事業主体というか、窓口はどこでやっていくのか。概要しかまだ決まっていないのかというふうに見えるんですけれども、中身見ると、今の例として、説明書の8ページを見ると、確認方法というか証明方法やなんかについては、まだ何も記載はない、概要なのでというふうにやっていくのかなというところ、お持ちであれば、ここまで書いているんだから、どうやって証明していく、それから窓口がどこになっていくのか。

それと、8ページのCの3番ですけれども、リモート、インターネット販売というふうな、ちょっとなっているんですけれども、必要な配線等となっているんだけれども、例えば、本当にどこまで見てくれるのか、新たにパソコンを導入するのを半分見るよとか、そういうところまで拡充されているのか。

ちょっとそこら辺、その3点だったかな、お伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから、来店おもてなしスタイル普及事業の御説明をさせていただきます。

今、3点の質問の、窓口、こちらのほうの事業の窓口は町になります。

それから、確認事項、こちらのほうを申請手続きしていただきまして、その確認は、できるだけ簡易に写真での提出、取り付けられたもの、改修されたもの、その写真で確認をいたします。さらに、その写真を提出できない、そういう店舗の方々という場合は、その事業主さんの携帯で撮ったような写真とかを、うちのほうでさらにそれを写真でアップして、確認書に添付したり、手続は軽減できるように、こちらのほうでできるだけお力になろうと考えております。

8ページのおもてなしパッケージのCの③の部分になります。こちらのほうは、Cは環境改善、増改修、設備工事ということになりますので、先ほど議員の質問の中にありましたパ

ソコンなど、タブレット、それは逆にBの物品、それから備品購入のほうに入ります。それに必要な配線というものに対して、設けるものがあれば拾っていきたいと。基本的に、総務企画課の菊池主幹からも御説明ありましたように、事業者の創意工夫、この取組を幅広く支援していくというというのが目的になっております。ですので、この4番のおもてなしパッケージのBとCのほうの一番下にありますその他、Cのその他、こちらのほうには①から⑥、それから①から⑤に入っていない事業者の創意工夫、こちらのほうを幅広く拾っていきけるように考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと分からないところ、単純で申し訳ないんだけど、事業のAプラスBで10万円、130件となっているんですけども、要は、このAとBの条件を満たしていれば、どんな形でも10万円は出しますよというふうに、金額の証明とかは必要ですよということですね。Cだけは、取り組んだ①から⑥の取組について金額の証明も必要だというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（小坂利政君） ほかに……

〔「答え」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） ごめんなさい。

吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから、今の御質問にお答えさせていただきます。

AとBは、議員のおっしゃっているとおり、そちらのほうの明細書、領収書等、そういうものは添付していただきますが、最終的には、この項目の取組をしていただくということが目的ですので、そちらのほうに10万円という形の支援になります。

Cは、議員おっしゃっているとおり、その見積書、それによって対象、対象じゃないとかもありますので、そちらのほうの確認をさせていただいて、その2分の1について上限30万円を支援したいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり11ページ及び12ページの予算総則第1表、歳入歳出予算補正について

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算 第2号）事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出、議案書つづり13ページ及び14ページの予算総則第1表、保険事業勘定歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出と議案書つづり15ページ及び16ページの予算総則第1表、歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出と議案書つづり17ページ及び18ページの予算総則第1表、歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第60号の質疑を終わります。

これから議案第57号から議案第60号までの4件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第57号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第59号の討論を終わります。

次に、議案第60号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第60号の討論を終わります。

これから議案第57号から議案第60号までの4件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決します。

お諮りします。

議案第59号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号を採決します。

お諮りします。

議案第60号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第4回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時38分